

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>現在のPDF及びEXCELでの公表は検索性が低いため、併用して専用の検索サイトを設けるべきである。かかる検索データベースには、届出業者に限らず、許認可業者、登録業者を含め、金融庁ウェブページのトップページから見つげられるようにすべきである。</p> <p>届出等の情報を真に検索する必要があるのは、情報に疎い投資家であり、かかる投資家が必要な情報に容易にたどり着けるのでなければ、情報をいくら整備しても仕方がない。また、現在、インターネットでの検索はスマートフォンでの検索が多くを占めていると思われ、PDFやEXCELのみでの情報公表では不十分である。</p> <p>投資家被害を減少させるという目的で法改正を行ったのだから、有効な情報開示という点もご検討いただきたい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
2	<p>本改正に賛成である。適切な改正である。</p>	<p>ご意見ありがとうございました。</p>